

第2弾 県民一家族一旅行事業の参加者募集要領

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光需要の回復を図るため、「第2弾 県民一家族一旅行事業」の実施に向けた準備のため、次のとおり参加事業者を募集します。

1. 募集する事業者

- (1) 割引旅行商品を販売する旅行会社
- (2) 割引対象となる宿泊施設
- (3) 地域限定クーポン取扱店舗

2. 参加条件

(1) 割引旅行商品を販売する旅行会社

- ・ 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受け、栃木県内に販売店舗等を持つ者
- ・ 推進事業者指定申請(事前登録)を行い、県民一家族一旅行事務局(以下、「事務局」)より指定を受けること
- ・ 新型コロナ感染防止対策取組宣言をしていること
- ・ その他、別途定めるマニュアル等に従うこと

(2) 割引対象となる宿泊施設

- ・ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。)を営む施設、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出に係る住宅
- ・ 新型コロナ感染防止対策取組宣言をしていること
- ・ その他、別途定めるマニュアル等に従うこと

(3) 地域限定クーポン取扱店舗

(共通事項 ※飲食店を含む)

- ・ 栃木県内に店舗を有し、地域限定クーポンの利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗ではないこと
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の許可・届出の対象となる営業(同法第6条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。)を営む店舗ではないこと
- ・ カラオケ・ライブハウスではないこと
- ・ 新型コロナ感染防止対策取組宣言をしていること
- ・ その他、別途定めるマニュアル等に従うこと

(飲食店に対する追加事項)

- ・ 栃木県が導入する飲食店への認証制度「とちまる安心認証」を受けること
※当認証申請の受付を開始するまでは、申請に同意する事業者を登録

- ・ 「とちまる安心通知」のQRコードを店頭に掲示すること
- ・ Go To Eat キャンペーンにおける対象店舗条件に適合すること

3. 参加手続き

次の書類を事務局へ提出してください。

- (1) 割引旅行商品を販売する旅行会社
推進事業者指定申請書(様式1)及び誓約書(様式2)
- (2) 割引対象となる宿泊施設
割引適用宿泊施設参加申請書(様式3)及び誓約書(様式4)
- (3) 地域限定クーポン取扱店舗
 - ① 飲食店以外 地域限定クーポン参加申請書(様式5)及び誓約書(様式6)
 - ② 飲食店 地域限定クーポン参加申請書(様式5)及び誓約書(様式7)

4. その他

この要領に定めのない事項が発生した場合、事業者と事務局が協議の上、決定することとします。

5. 申請・問い合わせ先

県民一家族一旅行事務局(株式会社 JTB 宇都宮支店内)

【受付時間】平日 10 時～17 時 ※土日祝日は対応していません。

(1) 旅行会社向け	電話番号	028-341-7119
	メールアドレス	utsunomiya007@jtb.com
	FAX	028-614-2005
(2) 宿泊施設向け	電話番号	028-614-7205
	メールアドレス	utsunomiya012@jtb.com
	FAX	028-632-3750
(3) 地域限定クーポン向け	電話番号	028-614-7205
	メールアドレス	utsunomiya012@jtb.com